

臨時代理報告第6号

福岡市発達教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案

本件は、令和4年度教育委員会組織編成等に伴い、福岡市発達教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議する必要があるが、教育委員会を招集する暇がなかったため、同規則第5条第1項の規定により、令和4年6月28日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月29日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

福岡市発達教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市発達教育センター条例施行規則（平成7年福岡市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

福岡市発達教育センター条例施行規則（平成7年福岡市教育委員会規則第9号）新旧対照表

旧	新				
<p>第1条～第3条（略） <u>（特命担当の主査）</u></p> <p>第3条の2 <u>前条の職員のほか，センターに別表に掲げる特命事項に係る事務を処理する特命担当の主査を置く。</u></p> <p>第4条～第6条（略） 別表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>特命事項</u></th> <th style="text-align: center;"><u>人数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学校開校準備等</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	<u>特命事項</u>	<u>人数</u>	特別支援学校開校準備等	1	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（削除）</p> <p>第4条～第6条（略） （削除）</p>
<u>特命事項</u>	<u>人数</u>				
特別支援学校開校準備等	1				